



第8次寒川町高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画) 令和3年度～令和5年度



令和3年3月



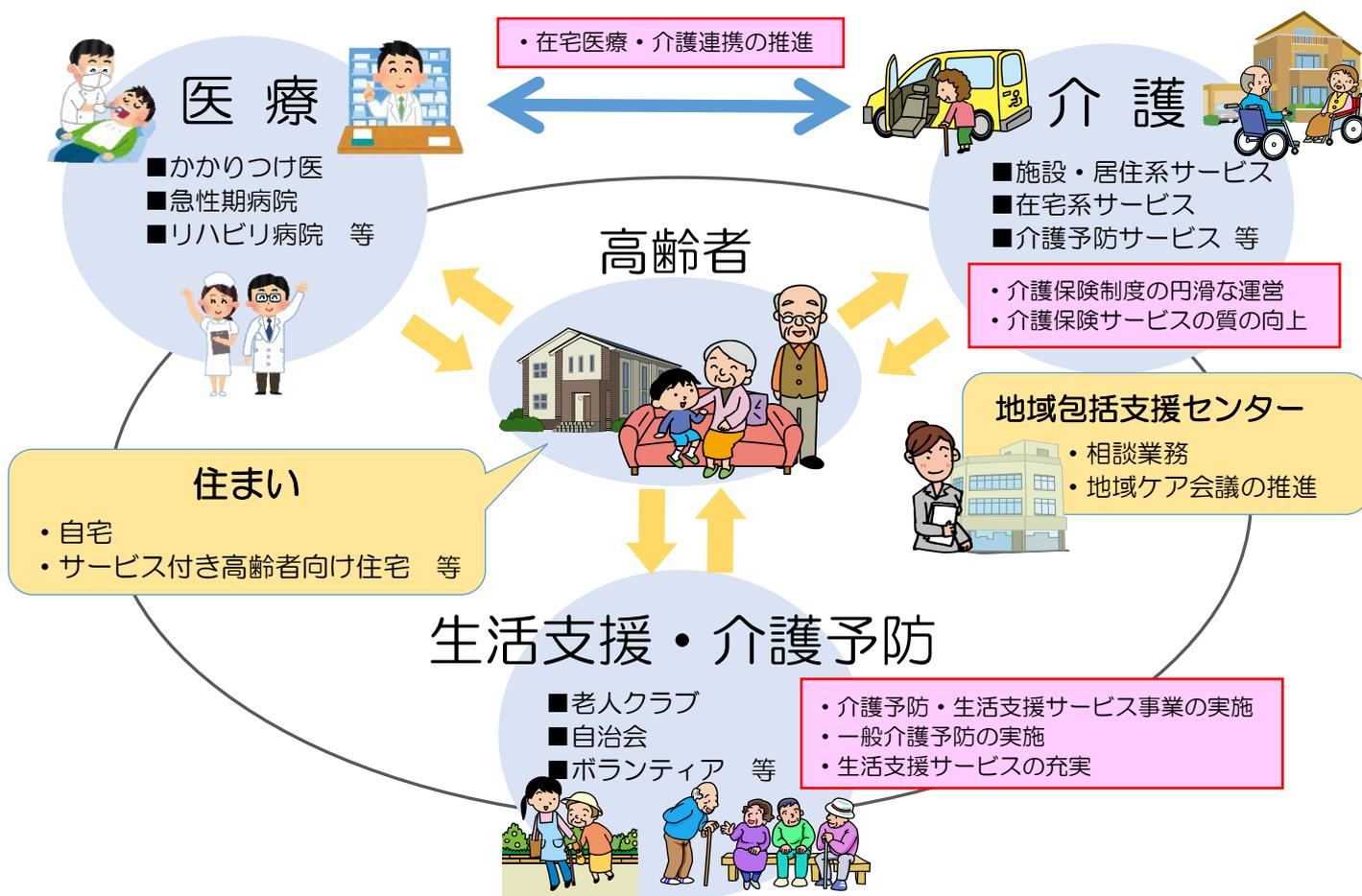
6 地域包括ケアシステムについて

近年では、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化していて高齢者福祉施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが少なくありません。

こうした背景のもと、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活の継続支援や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念であり、その仕組みを活用することで、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進めていきます。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、高齢者の地域における生活を支えるために、医療・介護の分野だけではなく、地域における生活支援等サービスを行う団体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした生活支援体制整備事業を行います。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	関係者等で構成される寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）を中心に、町の地域資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するために必要な生活支援等サービスに関して必要な事項の協議を行い、その基盤の整備を推進します。 また、生活支援コーディネーターを配置し、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議と共に協議を行い、生活支援体制の基盤を整備し、高齢者と必要とする生活支援等サービスを結び付けるなどしていきます。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（協議体）の設置	・生活支援サービス又は介護予防サービスの創出についての検討 令和3年度に1つ、令和5年度に1つ新規創出を目標とする ・一般介護予防事業についての検討		
生活支援コーディネーターの配置	・地域における生活支援等サービスへの理解の促進、方針の共有 ・生活支援等サービスの担い手の養成に向けた調査および働きかけ		